

令和7年度「祇園祭ごみゼロ大作戦」広報運営業務 仕様書

1 委託業務名

令和7年度「祇園祭ごみゼロ大作戦」広報運営業務

2 委託業務の目的

祇園祭の前祭宵山期間に発生するごみの量は約60トン（取組開始前）にものぼり、屋台や夜店、コンビニ等から販売される食品や飲料等の容器包装が大量に発生し、容器包装のごみの減量が必要不可欠な状態となっていた。

そこで、平成26年に京都市や環境NPO、京都環境事業協同組合、露天商組合が実行委員会を組織し（現在は「（一社）祇園祭ごみゼロ大作戦」として活動）、繰り返し何度も洗って使用できる「リユース食器」を露店に導入するなど、ごみの減量と散乱ごみの防止につなげる取組として「祇園祭ごみゼロ大作戦」（以下、「ごみゼロ大作戦」という。）をスタートし、昨年にはごみの量を約28トンにまで減少させることができた。

7月15日及び16日の2日間行うごみゼロ大作戦では、毎年延べ2,000人を超える、大学生をはじめとしたボランティアスタッフの協力を得て、烏丸通など主要な場所にリユース食器の回収やごみの分別回収を行う「エコステーション」を配置し、ごみの減量を呼び掛けるなど、ごみの減量に関する取組としては日本最大級の規模となっており、イベント参加者、主催者、市民の更なるごみ減量意識の醸成を図るうえでも、極めて重要な取組である。

今年で12回目を迎える本取組について、市民や観光客の関心を高めるとともに、更なる機運の醸成を図ることを目的として、広報を展開する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務内容

ごみゼロ大作戦に対する市民や観光客の関心を高めるとともに、本取組の露出を高める周知広報の立案を行い、実行すること。

（1）ポスター、チラシなどの啓発ツール作成及び送付

ごみゼロ大作戦の取組周知に係るポスター、チラシ等の啓発ツール（別紙参照）を作成し、関係機関等へ送付すること。そのほか、受注者独自の視点やノウハウを活かした、効果的と考えられる啓発ツールや送付先があれば、追加で提案することは妨げない。

（2）取組の周知広報

ごみゼロ大作戦の取組について、露出や話題性を高めるような周知広報（プレスリリース配信、SNS広報など）を行うこととし、効果的な手法について、具体的な媒体や時期、対象も含めて、2案程度提案すること。周知広報の時期は、ごみゼロ大作戦の前後を問わず、また、対象は市内外を問わない。

受注者からの提案を基に、（一社）祇園祭ごみゼロ大作戦及び京都市と協議のうえ、広報媒体等を選択することとし、紙面等の作成、調整、配信等の一切の業務を行うこと。

なお、周知広報の実施に当たり、必要に応じて（一社）祇園祭ごみゼロ大作戦及び京都市から資料や写真データなどの提供は可能である。

（3）実績報告書の作成

受注者は事業終了後速やかに、実施事業の概要を記載した実績報告書を作成し、京都市に提出すること。

（4）その他の業務

前述のもののほか、本業務の遂行に必要な業務を実施するものとする。

5 委託業務の進行等

（1）業務スケジュールの調整

受注者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課に届け出て承認を得るものとする。

（2）業務終了時検査及び委託料の精算

この委託業務の委託料は、業務終了後、京都市の検査を受け精算するものとする。

なお、受注者は、必要な証拠書類を京都市に示し、検査を受検するものとする。京都市は、必要により証拠書類等の写しを受注者から求めることができるものとする。

（3）協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、京都市と受注者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、京都市の指示するところによるものとする。

6 その他

（1）個人情報等の保護

受注者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て京都市に引き渡すものとする。

（2）損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。

（3）著作権の取扱い

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として京都市に帰属させるものとする。

（以上）